

初再診時の選定療養費の改定のお知らせ

令和 7 年 1 0 月 1 日から下記の通り金額が変更となります。

紹介状なしで当院を受診される方は追加の自己負担が必要です。

受診の際は紹介状をお持ちください。

【初診時】

令和 7 年 9 月 3 0 日まで	<u>令和 7 年 1 0 月 1 日から</u>
2 , 7 5 0 円	<u>3 , 3 0 0 円</u>

※紹介状を持たずに受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用

【再診時】

令和 7 年 9 月 3 0 日まで	<u>令和 7 年 1 0 月 1 日から</u>
1 , 3 7 5 円	<u>2 , 2 0 0 円</u>

※当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用

選定療養費とは…

「初期の診療は地域の医院・診療所などで行い、高度・専門医療は病院（200 床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度のこと。この制度に基づき、病床数 200 床以上の当院ではご負担をお願いしています。